資 料 3-2

テーマ２　高齢者や要配慮者に情報をどのように伝えるのか！

テーマ３　高齢者等の要配慮者など、住民をどのように誘導するのか！

～災害時の要配慮者の避難～
情報の伝達・避難誘導・避難場所の確保
に向けて

令和2年2月18日
福知山市市民総務部危機管理室

高齢者や要配慮者に情報をどのように伝えるのか

テーマ２

現　状

○災害の恐れがある場合には、防災行政無線等により市民への注意喚起を行うほか、市からは自治会長、民生児童委員に対して地域の災害対応や災害時要配慮者支援への協力を呼びかけている。
○地域では、避難の呼びかけが行われ、実際の避難につながった事例が多くある。

課　題

○市民に対し、避難情報を伝達するため、メールや戸別受信機を活用した個別受信体制の整備が必要である
○メールやホームページなどでの情報を受け取りにくい要配慮者に対しては、個々の環境や障害種別等に応じた情報伝達体制を取る必要がある。
○災害時要配慮者以外の元気な高齢者や子どもたちなど災害時の情報弱者のフォローをどうするのか
○市が発信する情報とは別に、地域内のリーダーを中心とした地域での情報伝達、共有の仕組みを整備していく必要がある。
○市民や地域は、受け取った情報をどのように活用するのか

1　防災行政無線のデジタル化と合わせた、多様な伝達手段の整備、普及促進

2　先進事例や成功事例の紹介による普及啓発等の取り組み

1　防災行政無線のデジタル化と合わせた、多様な伝達手段の整備、普及促進

対応の方向性と調整事項（案）

防災行政無線のデジタル化と合わせ、聴覚障害者へのテキストでの情報伝達や視覚障害者への音声読み上げ機能を有した防災アプリの開発・普及や戸別受信機など、多様な情報伝達手段の整備、普及の促進

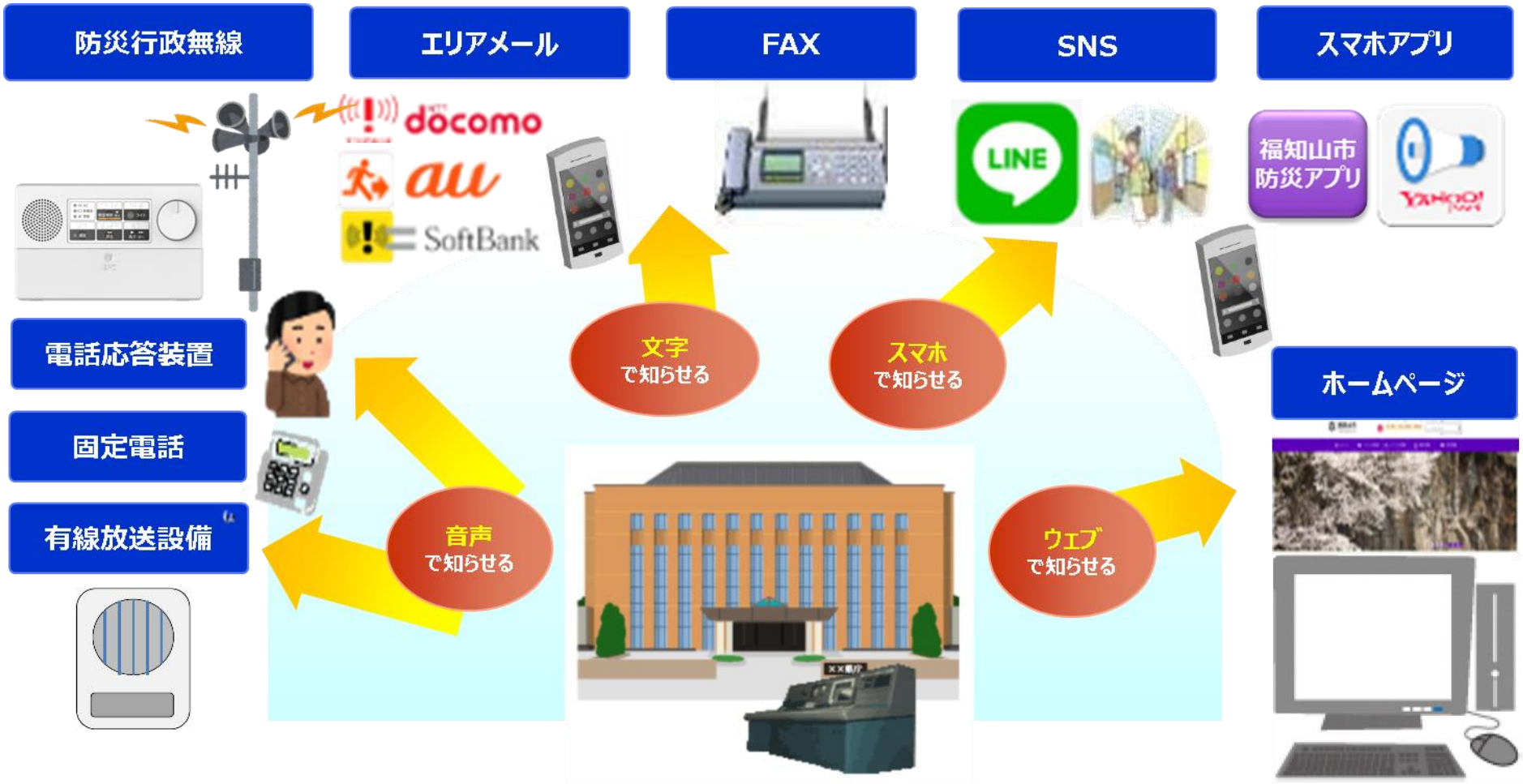

2　先進事例や成功事例の紹介による普及啓発等の取り組み

対応の方向性と調整事項（案）

〇メールやラインなどの情報伝達手段では情報を受け取ることが困難な災害時要配慮者や、自らの判断で避難することが困難な子供たち等に対しては、自主防災組織や消防団、民生児童委員などが役割をし、地域での声かけによる情報伝達・確認体制を構築していく。その推進方法として、先進事例や成功事例の紹介による普及啓発、マイマップ、出前講座等での地域への働きかけ、リーダーの養成などを行う
〇防災アプリの普及を進めるなかで、入手した防災情報に基づき、遠隔地にいる家族に対し避難誘導等を行うための「逃げなきゃコール」の活用についてもキャンペーンを実施するなど拡大を図り、避難の実践につなげていく。

地域の避難の呼びかけ成功事例

逃げなきゃコールの推進

高齢者等の要配慮者など、住民をどのように誘導するのか

テーマ３

現　状

○災害時には各自の判断や自主防災組織の誘導等により避難が行われている。
○災害時要配慮者支援制度の登録により、災害時要配慮者の避難支援を実施しているが、申請方式であるため、全要配慮者の避難体制が確保できていない。
○水防法、土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の策定、計画に基づく訓練の実施が義務付けられた。

課　題

○自身での避難が難しい災害時要配慮者や自らの判断で避難することが困難な子どもたち等の避難誘導や支援体制を確保する必要がある。
○自身、地域の支援での避難が困難な重度の方の避難をどうするか、避難体制の確保が必要。
○地域における個人情報の取り扱いの関係から、十分な情報共有ができていない状況があり、このことが避難支援の妨げとなっているのではないか。
○要配慮者利用施設の避難確保計画の策定が18%に留まっており、策定を促進する必要がある。

1　災害時避難行動要支援者名簿の事前提供に向けた取り組み

2　共助による避難支援の強化、災害時ケアプランの作成・活用に向けた取り組み

3　要配慮者の避難先確保の取り組み（テーマ5関連）

4　要配慮者利用施設の避難確保に向けた取り組み

1　災害時避難行動要支援者名簿の事前提供に向けた取り組み

【検討会での主な意見】

・昨年の西日本豪雨では、岡山県倉敷市の真備地区で亡くなられた方の約9割が高齢者であった。今年の台風19号も同様であることから、高齢者等の要配慮者をどのように支援するのかしっかりと検討すべきである。（第1回）

・民生児童委員が個々に作成している地域の災害時要配慮者をプロットした「災害福祉マップ」は、平常時から地域で共有することが個人情報保護の観点で非常に難しいため、今後の活用方法について検討すべきである。（第1回）

・民生児童委員の立場としては平時の見守りにより、安否確認が必要な人を把握している。事態が起きた時、支援を必要としている人への目はあるし、どこの避難所に行ったかの確認する手法も研修している。（第2回）

〇個人情報保護の観点から、自治会長、民生児童委員それぞれが持つ情報を共有できておらず、双方で「両すくみ」の状況となっている地域もある

〇自治会と民生児童委員が一緒になって取り組み、うまく機能しているところもある

地域で要配慮者の情報を共有し、同じスタートラインに立つことが必要！

1　福知山市災害時要配慮者避難支援事業

福知山市制度
・同意有り（手上げ）
・事前に地域に提供
・地域で活用

・高齢者や障害のある人など、災害時に避難支援を必要とする要配慮者に対して、手上げ方式による本人の同意を得て、地域に名簿を提供、近隣住民や自治会、自主防災組織、民生児童委員など地域で連携し、日頃の見守りや避難支援に役立てる仕組み

平成31年3月31日現在の登録者数
１，１０４人

制度フロー

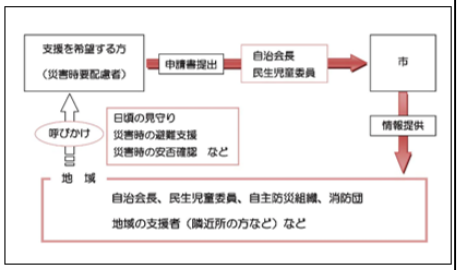

地域の要配慮者支援に活用。マイマップ作成において具体的実施内容を検討

2　避難行動要支援者名簿

災害対策基本法
・同意なし
・事前に市で名簿を整備、毎年度更新
・災害時には同意なしで名簿の提供が可能

・平成25年度の災害対策基本法の改正により、自治体に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付け
・毎年度名簿を更新、有事の際には、本人の同意を経ずして、自治会長や民生委員、消防団等の避難支援者に提供可能

災害時に同意なしで地域への名簿提供が可能であるが、具体的にどのようにして提供し、地域で活用するのかが課題

⇒事前に地域と共有する必要がある

区　分	人　数
要介護認定３	８１３人
要介護認定４	５５６人
要介護認定５	３２２人
身体障害者手帳第１種	１，０３５人
精神障害者保健福祉手帳１級・２級	２５１人
療育手帳Ａ	２５１人
難病患者のうち、自力避難困難	１００人
その他	１，１０４人
計（実数）	３，６７２人

平成31年3月31日現在　※上記人数は区分の重複を含む

対応の方向性と調整事項（案）

避難行動要支援者名簿を事前に地域で共有できるよう、災害対策基本法に基づく条例制定による長野県松本市の個別意向確認方式など、全国の事例を参考とし、法に定める条例制定を行った上で名簿の活用促進を図る方向で取り組みを進める

令和元年11月13日付　内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長名『「避難行動要支援者名簿」の作成及び名簿情報の平常時からの提供の促進等について』の通知では、名簿作成を行っていない市町村の速やかな作成と、平常時における名簿情報の関係機関、地域等への提供の促進を促した。また、平常時からの情報提供の事例として、条例の定めにより行っている事例が紹介された。

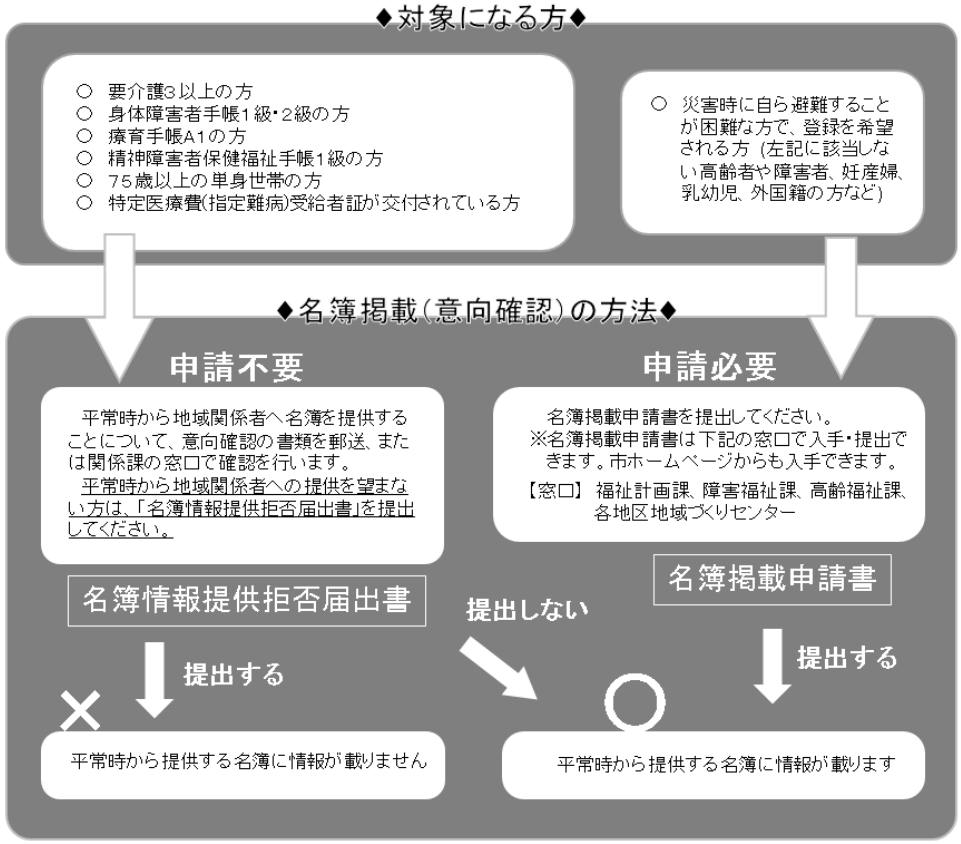

松本市：条例制定による名簿の事前提供＋個別意向確認方式

（今後の取り組み）

- 災害時要配慮者支援制度への登録を引き続き促進し、個別支援計画に基づき避難支援体制の確保と実践を行う。
- 実施に向けた災害対策基本法、個人情報保護法、個人情報保護条例の整理を行う
- 名簿作成システムの検討
- 自治会長等、地域のニーズ把握、意見聴取（自治会長会など）

※条例制定により法的要件を満たすとともに下記の効果も見込まれる
①条例制定により、広く市民に周知、認知される
②地域の名簿活用、個別避難支援計画策定のバックボーンともなりうる

2　共助による避難支援の強化、災害時ケアプランの作成・活用に向けた検討

【検討会での主な意見】

・これまで行ったことのない避難所には行きづらく、特に高齢者・障害者は活用状況に慣れている場合でないと難しい。日常の福祉政策の中で、ケアプランに避難計画を入れるなどアプローチしていく必要がある。

・要配慮者の避難については、中丹西保健所より重度の医療的ケア、個別避難計画作成のモデル実施の意見が出ており、今後も市と保健所が連携し検討を進めていく必要がある。

・災害時ケアプランについて、ケアマネジャーと連携し策定となっているが、福知山市内についてもケアマネ不足である中、どのような連携を進めるのか検討すべき。

・福祉と防災の連携は大事である。実務的なところはあるかもしれないが、具体的にモデル事業を作り動きながら進めていく必要がある。

○地域の共助による避難体制の強化を進める必要がある

○共助での避難支援が困難な重度の要配慮者の避難体制の構築を進める必要がある

○個別避難支援計画に、要配慮者の状況に応じた福祉的な視点を入れていく必要がある

地域の要配慮者避難支援の強化が必要！
災害時ケアプラン作成の研究・検討が必要！

認知症や重度障害がある「災害弱者」

インサイド

個々の事前避難計画 急務

急激な環境変化苦手／医療ケア不可欠

台風19号による広域浸水では、多くの住民が家屋に取り残された。行政は事前避難を促したが、認知症や重度障害のある「災害弱者」にとってはさまざまな障壁があり、実際には無しいことが浮き彫りになった。配慮を必要とする人向けの福祉避難所の周知は進まず、独自に介護施設や病院で安全確保した人も。専門家は、個人ごとの避難計画づくりが重要だと指摘する。

台風19号で浮き彫り

「鉄砲水が襲ってきた」。阿武隈川の支流沿いに住む福島市の佐藤安正さん(71)は12日夜、急激な浸水で自宅から出られなくなり、認知症の妻洋子さん(79)と2階に逃げた。間もなく消防隊員に救助され、近くの中学校体育館に避難した。

家にとどまった理由の一つは、急激な環境の変化に対応できない妻の認知症だ。時々大きな音を出し周囲を驚かせるため「できれば自宅にいたい」。市が福祉避難所を開設していたことも知らない。自宅に住んで51年、水害がなかったこともあり避難しなかった。

午後11時ごろ到着した体育館では迷惑を掛けないよう隅に過ごした。妻が「なんでこんな所にいるのか」と怒り、事情を説明するやりとりを何度も繰り返した。翌日午前4時半ごろ帰宅。「自分だけなら気楽に避難できるが、妻からは目が離せない」と安正さん。次の災害時は、車で約1時間かかる娘夫婦宅への避難を考えている。

福島県郡山市の60代女性は、当初から避難所利用を諦めていた。同じ年の夫は若年性認知症。避難すればじっとしていられず、避難所から行方不明になる危険も。「災害弱者」にとって避難生活はハードルが高すぎる。そこで身を寄せたのは、普段からデイサービスなどで使う市内の介護施設。12日夕、施設に「もしもの場合は避難させてほしい」と依頼。同日午後8時ごろ実際に避難し、自宅は床下浸水した。

佐藤安正さん夫婦が台風19号で自宅が浸水し避難した中学校＝24日、福島市

認知症や重度障害がある人の事前避難の在り方
※同志社大の立木教授の話を基に作製

行政
財政支援
日常
災害用
ケアマネジャー、相談支援専門員
作成
新たに作成
介護や福祉サービスの計画
避難計画を定めた「災害時ケアプラン」
認知症や重度障害がある人
サービスの利用
円滑な事前避難

施設では、夫が介護保険のショートステイを使う形で、夫婦で個室に宿泊。女性は一時はひどかったが、夫は慣れた職員と環境のおかげでぐっすり眠れた」と振り返る。

避難のルールを事前に取り決め、文書に残していれば、夫婦で個室に宿泊。女性は一時はひどかったが、夫は慣れた職員と環境のおかげでぐっすり眠れた」と振り返る。

台風19号が迫った12日午後、男性はヘルパー2人で自宅にいたが、避難勧告が出たため、取り決めに基づき多職種が連絡を取り合い、救急車で病院に運べた。こうした措置は、自身の安全に加え、自宅にとどまってヘルパーを危険にさらす事態を避ける効果もある。ただ、医療的ケアが必要な人全員が同様の取り決めを結べているわけではなく、スムーズに避難できない事例もある。

同志社大の立木茂教授（福祉防災学）は、災害時に高齢者や障害者をどう支援し、どこに避難させるかを個別に定めた「災害時ケアプラン」が必要だと指摘。「一人一人が普段使う介護や福祉サービスの利用計画はケアマネジャーや相談支援専門員がつくる。彼らが災害時のプランも作成できるよう行政が財政を援すべきだ」と強調する。

災害時に介護施設人材・物資を融通

厚労省、法人連携で新制度

厚生労働省は29日、介護施設や保育所を運営する小規模な社会福祉法人をつなぐ「連携法人制度」を創設する方針を決めた。この法人が調整役となり、災害時に介護施設が互いに職員や物資を融通することなどを想定している。来年の通常国会に社会福祉法改正案を提出することを目指す。

厚労省によると、社会福祉法人は全国に約2万ある。が、規模が小さい法人は人材確保や経営面で課題を抱

両陛下、台風早期復旧願う

「饗宴の儀」3回目 知事・国会議員ら参列

天皇陛下の即位を祝う「饗宴の儀」が29日、皇居・宮殿で催された。今回が3回目で、各地の知事や国会議員ら678人が参列した。陛下は皇后さまと出席し、「国民の幸せと国の

対応の方向性と調整事項（案）

〇地域の共助による避難支援体制の確保として、福知山市に芽生えて来ている先進的な地域の事例を一つの方向性として、マイマップ・マイタイムラインの取り組みや出前講座、地域の避難訓練の実施促進などあらゆる機会を通じ、地域の体制強化を図る
〇自分で避難の判断が難しい子どもたちや高齢者等について、集団避難等安全な避難を実績する仕組みを推進する

西町自主防災会の取り組み

・市の要配慮者名簿登録者5名に加えて独自意向調査を実施し、18名を登録

・支援者11名（役員、防災リーダー、協力者、老人会長、民生児童委員：避難サポーター）により、車にて三段池体育館に輸送

【避難行動スイッチ】

①由良川福知山水位4.0m超過…支援者を通じ避難行動の準備を通知

②由良川福知山水位5.0m超過なお増水…避難行動開始

③暴風危険スイッチ…危険と判断すれば避難開始「一人で過ごすのが怖い」

・避難支援本部を三段池体育館に設置、自治会長、サポーター等が常駐。避難者の支援、情報収集、

帰宅判断などのほか避難所派遣員との連携

・老人会長が参画することにより、要配慮者との関係がスムーズに

・避難所が楽しくなければ避難いただけないとの考えかたから、避難所に現地本部を設置、市の派遣員との連携も行っている

・平成30年度実績：6回、避難者のべ84名（14名/回）

蓼原自主防災会の取り組み

・各戸に避難支援が必要か聞き取り調査を実施。希望する方には個別面談を実施し、避難の方法や場所を確認

・本人の同意を得て、避難支援が必要な方を地図に落とし込み、地域で共有

・誰が誰を支援するのか、個別に避難計画を作成

・支援者が、金屋ふれあいセンターまで移送

・避難者情報カードを作成、避難所に携行

【避難行動スイッチ】

①避難準備・高齢者等避難開始の発令後、本部で状況確認の上、避難しやすいタイミングを判断

・令和元年度、計画に基づく訓練を2回実施

水害時蓼原区避難者情報

氏名	大江　一郎
生年月日	昭和20年　5月12日（76歳）
世帯主	大江　一郎
住所	福知山市大江町蓼原＊＊＊
電話番号	自宅＊＊＊＊　携帯＊＊＊＊＊＊＊
避難方法	自家用車　　搬送
支援内容	車椅子　ペット
病院	かかりつけの病院　　＊＊＊病院
緊急連絡先	氏名　大江二郎　続柄　長男 住所　＊＊＊＊＊＊＊＊ 電話番号
特記事項	

＊記載された情報は、水害発生時に地域の支援により生命の安全をはかるものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。
福知山市蓼原自治会長

（今後の取り組み）

・「自分たちの命は自分たちで守る！」の考え方のもと、引き続き、マイマップ・マイタイムライン作成の取り組みにおいて、地域の要配慮者支援体制の強化を図る

・自分での避難判断が困難な子供たちや高齢者等の集団避難等、安全な避難を実践する仕組みを推進する

・市内の複数の自主防災組織では、要配慮者の避難について、先進的な取り組み行っている組織、また、この取り組みを広げていこうとする自発的な動きがある。あらゆる機会を通じ、これらの動きを紹介、全市拡大を図る。

対応の方向性と調整事項（案）

○共助による避難支援が有効な要配慮者の避難支援については、個別避難支援計画に福祉的な知見を加えた災害時ケアプラン作成の取り組みについて、全国の取り組み事例を参考に、ケアマネージャーや相談支援専門員との協議・調整を行う中で実施の方向性を検討する

○共助による避難が困難な重度の方の避難についても、ケアマネージャーや相談支援専門員との協議・調整、また、京都府中丹西保健所と福知山市の協働で、モデル的に実施する人工呼吸器など医療的ケアが必要な方の個別避難計画の策定や訓練の取り組みなどを通じ、課題の抽出、実施の方向性を検討する

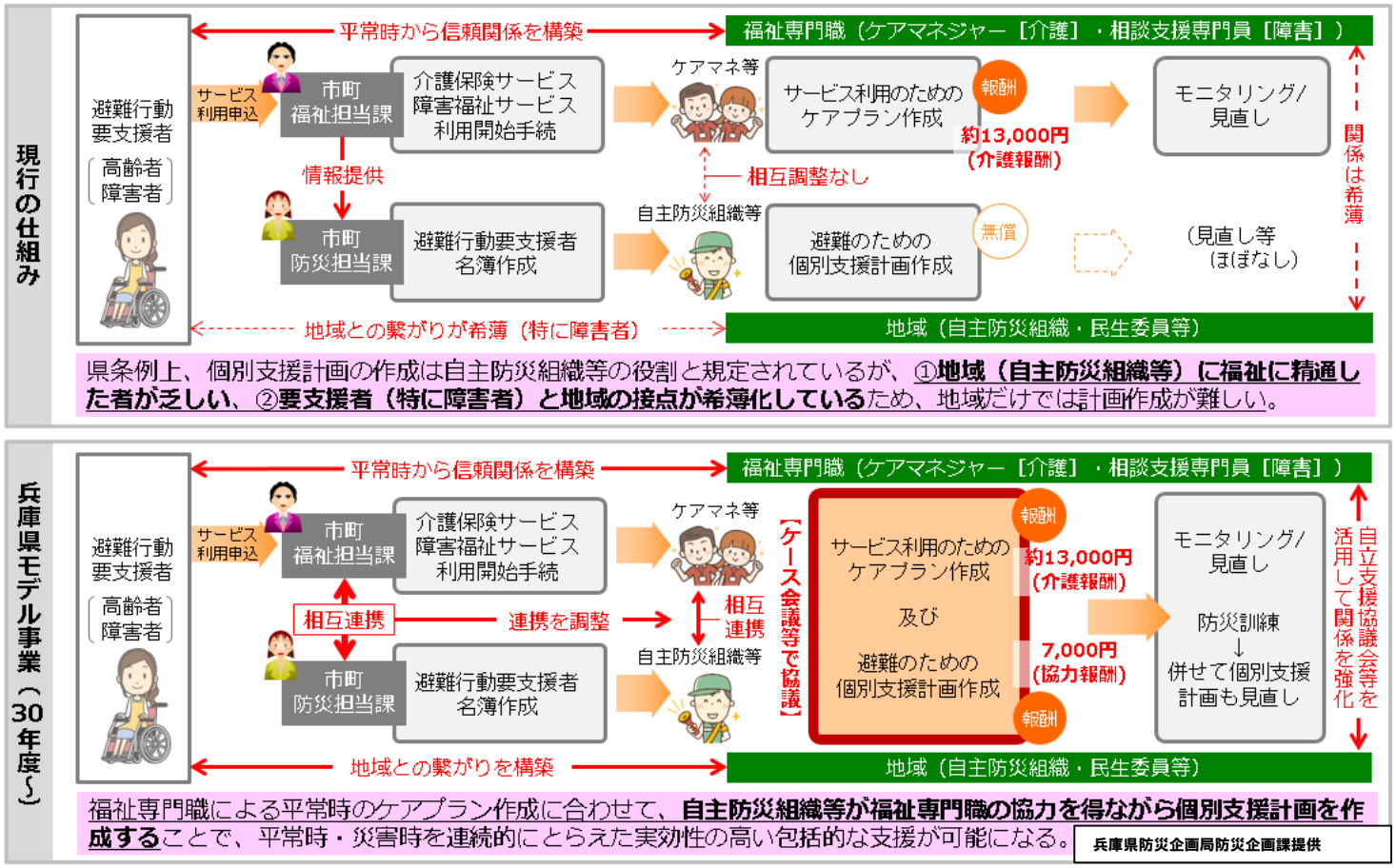

（今後の取り組み）

・兵庫県の例を参考に、福祉部局、防災部局において、災害時ケアプラン作成の取り組み、共助による避難支援が困難な重度の要配慮者の避難について、ケアマネージャー、相談支援専門員と協議、調整を行う。モデル実施の検討を行う

・令和2年度、京都府中丹西保健所と福知山市の協働で、モデル的に実施する人工呼吸器など医療的ケアが必要な方を対象とした個別避難計画の作成、訓練に参画。本取り組みを重度の要配慮者の避難支援のモデルと位置付け、課題抽出、方向性の検討を行う

３　要配慮者の避難先確保の取り組み（テーマ５関連）

【検討会での主な意見】

・福祉避難所への受け入れは、介護人材の不足と施設の安全確保、健康管理もできる場所で避難をしてもらうという状況になると、数が限られてしまい場合によっては遠方への避難になることもあり得る。課題を整理し、有効活用するための方策を検討すべきである。（第１回）

・要配慮者への避難所スペースについて、知的障害のある児童など、広域避難所のスペースでは難しい場合、指定福祉避難所に家族と避難することはできないのか。

・福祉避難所における障害者の利用ケースは今のところない。それだけ周知されていない現状もあり、また、家族は、「広域避難所に行っても」という懸念があると考える。ショートステイを利用されたことがある障害者は、災害が起こる前にショートステイを予約して利用されるケースもあるが、このような避難のケースは少ない。日頃からの関係づくりが必要である。

・広域避難所を拠点とし、各地域の公民館とネットワークを作り、高齢者、要支援者を設備の整ったところへ移動させるという仕組みについて、広域避難所における運用マニュアルを作成してはどうか。

・例えば、「どこかの地区避難所に福祉的なスキルを持つ人に駆けつけてもらい、要配慮者も安心して滞在してもらえる運営をする。そのためには何が必要か」などモデル事業を起こしてマニュアルを作成、訓練を進めてはどうか

・避難所の話、情報の話、２つの大きな話題になっているけど、それぞれではなくて、うまく連携させる必要がある。

公設福祉避難スペース
簡易ベッド、段ボールベッド

○要配慮者の状況に応じた段階的移送体制の構築が必要

○要配慮者の避難場所の確保が必要

要配慮者の状況に応じた避難場所の確保、移送体制の見直し、構築が必要！

対応の方向性と調整事項（案）

引き続き、公設福祉避難スペースの資機材等の充実に取り組むとともに、災害時のトリアージによる要配慮者の移送のあり方や運用方針の見直し、民間福祉事業者等と連携し、事業者のDCP（地域継続計画）の取り組みなど、受け入れ体制の確保に取り組む

指定福祉避難所

	施設名	日常生活圏域	所在地
高齢者施設	特別養護老人ホーム にれの木園	桃映・南陵	天田
	特別養護老人ホーム 三愛荘	桃映・南陵	猪崎
	特別養護老人ホーム 豊の郷	成和	大門
	特別養護老人ホーム サンヒルズ紫豊館	成和	口榎原
	特別養護老人ホーム 岩戸ホーム	川口・夜久野	猪野々
	特別養護老人ホーム 六人部 晴風	六人部・三和	下地
	特別養護老人ホーム みわの里	六人部・三和	三和町友渕
	特別養護老人ホーム グリーンビラ夜久野	川口・夜久野	夜久野町水上
	特別養護老人ホーム 五十鈴荘	北陵・大江	大江町二俣

	施設名	日常生活圏域	所在地
高齢者施設	特別養護老人ホーム えるむ	桃映・南陵	旭が丘
	特別養護老人ホーム きらら	北陵・大江	行積
	特別養護老人ホーム 橘	六人部・三和	三和町千束
障害者施設	むとべ翠光園	六人部・三和	上松
	おさだの翠光園	六人部・三和	長田段
	あまだ翠光園	六人部・三和	三和町千束
	みわ翠光園	六人部・三和	三和町千束
	ききょうの杜	日新	桔梗が丘

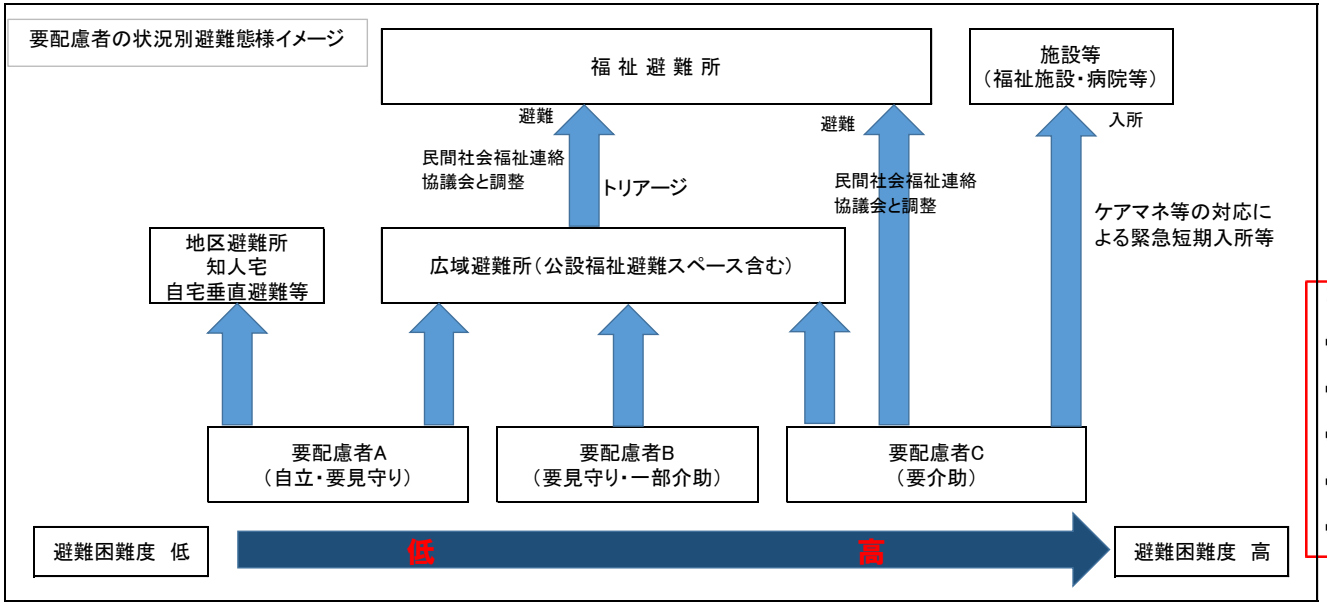

（今後の取り組み）

・福祉部局、防災部局において、引き続き公設福祉避難スペースへの要配慮者対応資機材のなど避難所環境の整備充実を図る

・福祉部局、防災部局において、トリアージによる公設福祉避難スペース、指定福祉避難所への移送のあり方など、運用方針の見直し、検討を行う

・市と民間社会福祉施設連絡協議会において、民間福祉事業者のDCP（地域継続計画）の取り組みなど、事業者の支援・協力による避難拡大に向けた検討、新たな受け入れ体制の確保に関する検討を進める

要配慮者の状況別避難態様

① 広域避難所・知人宅等への避難・自宅垂直避難等
② 広域避難所の福祉避難スペースへの避難
③ 広域避難所からトリアージによる福祉避難所への避難
④ 在宅から福祉避難所への避難
⑤ ケアマネ等の対応による緊急短期入所等

4　要配慮者利用施設の避難確保に向けた取り組み

【検討会での主な意見】
〇要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を進めるため、策定を支援する仕組みづくりを検討すべき。（第１回）

対応の方向性と調整事項（案）

災害リスクのある地域の保育園や高齢者・障害者施設等の要配慮者利用施設においては、避難確保計画の策定について、入所者等の安全確保のため、関係機関と連携し、策定に向けた研修会や個別指導により、計画策定をさらに推進させる

〇日時・場所
　令和元年１１月２８日（木）１３：３０～１５：３０
　福知山市消防防災センター２階　研修室
〇対象者
　福施連協加盟施設・事業所並びに福知山市内の事業所で管理者及び管理的立場におられる方
〇趣旨
　防災気象情報の活用や新たに運用を開始した警戒レベルについて理解を深め、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や運用に繋げることを目的とする。
〇研修内容
　第１部：防災気象情報の活用について（講師：京都地方気象台）
　第２部：警戒レベルの活用について（講師：福知山市危機管理室）
　第３部：要配慮者利用施設の「避難確保計画作成」について
　（講師：京都府建設交通部砂防課）

〇当日参加者
　３８名

福知山市による
警戒レベルの説明

京都地方気象台による
防災気象情報の説明

（今後の取り組み）

・避難確保計画の策定が必要な全ての災害時要配慮者利用施設において、避難確保計画策定に向け関係機関・団体と連携し、策定に向けた研修会の開催や、個別指導なども含め、啓発活動を積極的に行う。

・国土交通省の避難確保計画作成講習会を実施し避難確保計画策定を推進する

要配慮者の避難体制の確立に向けて（まとめ）

1　災害時避難行動要支援者名簿の事前提供に向けた取り組み

- 条例化の取り組み等、先進事例の研究
- 共有範囲など具体的な手法の検討、システム検討
- 自治会長など地域との協議、調整

2　共助による避難支援の強化、災害時ケアプランの活用に向けた取り組み

- 要配慮者は早め早めの避難が必要であり、要配慮者の避難支援の先進的な取り組みを紹介、他地域へ普及させる取り組みを行う（地域の自主的な動きとも連動）
- ケアマネージャー・相談支援専門員等との連携による実態の把握と避難体制確立に向けた仕組みづくりの検討・推進
- 共助による避難支援が有効な要配慮者の災害時ケアプランのモデル実施の検討
- 京都府中丹西保健所との連携による重度要配慮者の個別避難支援計画策定、計画に基づく訓練の実施（モデル実施）
- 名簿の事前共有を見据えた更なるマイマップ、マイタイムライン策定・個別避難支援計画の推進。

3　要配慮者の避難先確保の取り組み（テーマ5関連含む）

- 公設福祉避難スペースへの要配慮者対応資機材のなど避難所環境の整備充実
- トリアージによる公設福祉避難スペース、指定福祉避難所への移送のあり方など、運用方針の検討
- 民間福祉事業者の支援・協力による避難拡大に向けた検討、新たな受け入れ体制の確保に関する検討を進める

4　要配慮者利用施設における避難確保計画の策定

- 要配慮者利用施設の入所者の安全確保を図るため、研修会の開催や個別指導、国土交通省の避難確保計画作成講習会の実施等によりさらに計画策定を促進させる

テーマ２高齢者や要配慮者に情報をどのように伝えるのか！
テーマ３高齢者等の要配慮者など、住民をどのように誘導するのか！

取り組むべき内容とスケジュール（案）

（テーマ2）高齢者や要配慮者に情報をどのように伝えるのか

No.	内容	役割	スケジュール（案）	R2出水期への具体的対応
1	防災行政無線のデジタル化と合わせた、多様な伝達手段の整備、普及促進	実施：市	R2年度　防災行政無線のデジタル化推進。年度内完了	デジタル化に向けた取り組み
2	先進事例や成功事例の紹介による普及啓発の取り組み	実施：市、自主防災組織	R2年度　普及啓発の促進、マイマップ作成推進	普及啓発の促進、マイマップ作成推進

（テーマ3）高齢者等の要配慮者など、住民をどのように誘導するのか

No.	内容	役割	スケジュール（案）	R2出水期への具体的対応
1	災害時避難行動要支援者名簿の事前提供に向けた取り組み	実施：市	R2年度　条例制定に向けた準備 最終報告までの実施判断	条例制定に向けた準備着手
2	共助による避難支援の強化、災害時ケアプランの作成・活用に向けた取り組み	実施：市、京都府	ケアマネージャー、相談支援専門員との協議、モデル実施検討 R2年度中丹西保健所と連携しモデル事業実施	ケアマネージャー、相談支援専門員との協議、モデル事業実施に向けた準備
3	要配慮者の避難先確保の取り組み（テーマ５関連）	実施：市、民間事業所	公設福祉避難スペースの資機材等の充実、要配慮者の移送等検討、受け入れ体制の確保	要配慮者の移送等検討、受け入れ体制の確保に向けた検討
4	要配慮者利用施設の避難確保計画に向けた取り組み	実施：要配慮者利用施設 支援：市	Ｒ２年度早期に研修会を開催	研修会実施により避難確保計画の策定率を向上させる